

議員提出第1号

久喜市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年2月14日

提出者 久喜市議会議員  
猪股和雄

賛成者 久喜市議会議員  
田中勝  
杉野修

久喜市議会議長 柿沼繁男 様

久喜市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

久喜市特別職報酬等審議会条例（平成22年久喜市条例第241号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議員報酬」の次に「及び期末手当」を加える。

第2条中「市長は、議員報酬」の次に「及び期末手当」を、「市長、副市長及び教育長の給料」の次に「及び期末手当」を、「当該議員報酬」の次に「及び期末手当」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

審議会の所掌事項の追加に伴い、この案を提出するものであります。